静岡県初の「ゾーン30プラス」の整備について ~沼津市 花園町地区~

警察庁交通局と国土交通省道路局では、生活道路における人優先の安全・安心な通行空間の整備の更なる推進を図る「ゾーン30プラス」に取り組んでいます。

このたび、「<u>沼津市 花園町地区</u>」を静岡県初の「ゾーン30プラス」として、道路管理者の沼津市と静岡県警察が連携し更なる整備を推進することとしました。

1. 公表概要

警察庁交通局と国土交通省道路局では、令和3年8月より、両者の連携のもと、最高速度 30km/h の区域規制と物理的デバイスの適切な組合せにより交通安全の向上を図ろうとする 区域を「ゾーン30プラス」として設定し、生活道路における人優先の安全・安心な通行空間の整備の更なる推進を図ることとしています。

以前からゾーン30に指定して生活道路における安全・安心な通行空間の整備を推進してきた「沼津市 花園町地区」において、静岡県警察、中部地方整備局、静岡県、及び関係市町等で構成する静岡県道路交通環境安全推進連絡会議において当該エリアの人中心の交通安全の観点から有識者を交えた合同現地点検や議論を行った結果を踏まえ、今回静岡県初の「ゾーン30プラス」として、道路管理者の沼津市と静岡県警察が連携し更なる整備を推進することとしましたのでお知らせします。

また、「ゾーン30プラス」の看板、路面表示を以下の日時に設置、現地確認します。 ※なお、取材される場合には、令和4年1月31日(月)までにお問い合わせ先へ連絡を下さい

2. 配付資料:別紙-1、別紙-2、参考資料1、参考資料2

3. 設置日時:令和4年2月1日(火) 9:00

現地確認:令和4年2月1日(火) 15:00

(悪天候の場合は、令和4年2月2日(水)に変更します。)

- 4. 配 布 先:静岡県政記者クラブ、沼津記者会
- 5. お問い合わせ先:

〈エリア、設置工事について〉

静岡県警察本部 交通部交通規制課

TEL 054-271-0110

静岡県沼津警察署 交通第一課

TEL 055-952-0110

沼津市役所 建設部道路管理課

TEL 055-934-2532

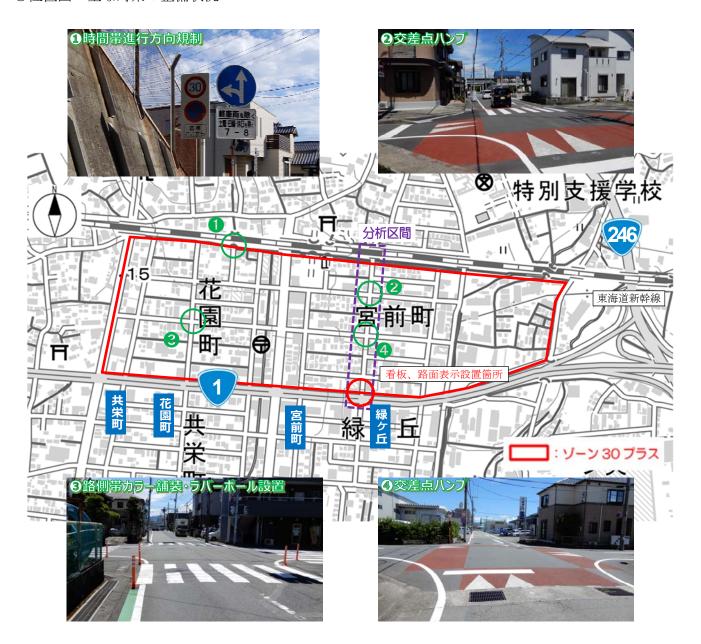
〈静岡県道路交通環境安全推進連絡会議に関すること〉

国土交通省 中部地方整備局 沼津河川国道事務所

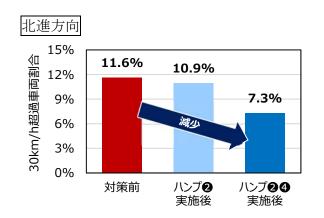
副所長(道路) 小川 菩薩 道路管理課長 小松 重成

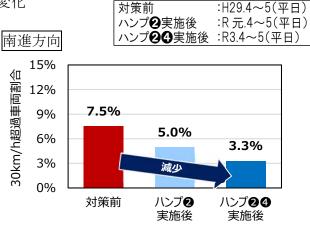
TEL 055-934-2006

○位置図・主な対策の整備状況









出典: ETC2.0 プローブ情報

:H29.4~5(平日)

●沼津市内ゾーン30指定箇所



生活道路の交通安全に係る新たな連携施策「ゾーン30プラス」

- 最高速度30km/hの区域規制と物理的デバイスとの適切な組合せにより交通安全の 向上を図ろうとする区域を「ゾーン30プラス」として設定
- 道路管理者と警察が緊密に連携し、地域住民等の合意形成を図りながら、生活道路における人優先の安全・安心な通行空間を整備



く警察による交通規制>

最高速度30km/hの 区域規制等 (ゾーン30)

速度抑制対策









く道路管理者による物理的デバイスの設置>



ハンプ

スムーズ横断歩道

●速度抑制対策



クランク

スラローム

出典: 『令和3年 8月26日 道路局 環境安全・防災課 道路交通安全対策室 生活道路の交通安全に係る新たな連携施策「ゾーン30プラス」について』(警察庁同時発表) 記者発表資料抜粋

PDCAサイクルの

継続的な取組

道路管理者及び警察が取り組む内容

【地域の課題の把握】

交通事故発生状況、地域の関係者等からの要望等を把握



【「ゾーン30プラス」(候補)の設定】

道路管理者と警察が連携し、地域の課題や関係部局からの意見等を踏まえて設定



【「ゾーン30プラス」整備計画の策定】

- ・道路管理者と警察が連携し、整備計画(案)を検討・作成
- 対策内容について地域住民等と合意形成を図り、整備計画を策定



【対策の実施】

「ゾーン30プラス」整備計画に基づき、対策を実施



【対策の効果検証】

対策実施による効果について検証



【「ゾーン30プラス」整備計画の改善・充実】

対策の効果検証結果を踏まえ、更なる対策の必要性等について検討

【地方整備局等により、取組全般について支援】

例) ビッグデータを用いた分析結果の提供、交通安全診断を行う有識者の斡旋、物理的デバイスの設置事例の紹介 等